

新経済学部早期卒業に関する内規

制 定 2020年2月7日
新経済学部設置委員会

(趣旨)

第1条 この内規は、成蹊大学経済学部規則第12条第2項の規定に基づき、成蹊大学新経済学部にて3年以上4年未満の期間在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を除く。）に対する卒業（以下「早期卒業」という。）を認定することに関し必要な事項を定める。

(早期卒業の要件)

第2条 早期卒業の認定を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 3年次終了時において、本人が早期卒業を希望していること。
- (2) 3年次終了時において、卒業に必要な修得単位数をすべて修得していること。
- (3) 3年次終了時において、通算のGPAが3.46以上であること。
- (4) 「経済学ワークショップ」を履修登録し、その単位を修得していること。
- (5) 専門科目に関する高度な資質及び能力を判定するための早期卒業認定試験において、所定の成績を修めること。

2 前項第2号に規定する卒業に必要な修得単位数のうち、「卒業研究」の単位については、「経済学ワークショップ」の履修により修得した単位をもって読み替えるものとする。

(早期卒業希望登録及び早期卒業候補者の決定)

第3条 早期卒業を希望する者は、2年次終了時まで、早期卒業希望登録を行わなければならない。

2 早期卒業希望登録を行った者が、2年次終了時において、次に掲げるすべての要件をみたす場合には、当該登録を行った者を早期卒業候補者とする。

- (1) 卒業に必要な修得単位数の合計が76単位以上であること。
- (2) 通算のGPAが3.20以上であること。

3 早期卒業候補者は、「経済学ワークショップ」担当者及び学部で別に定める教員から指導を受けるとともに、随時、学修状況報告書を「経済学ワークショップ」担当者に提出しなければならない。

(早期卒業希望の取消し)

第4条 早期卒業希望登録を行った者又は早期卒業候補者が早期卒業を希望しなくなった場合には、速やかに届け出なければならない。

2 「経済学ワークショップ」の単位を既に修得した者が早期卒業の希望を取り消した場合には、第2条第2項の規定は適用しない。

(早期卒業の時期)

第5条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (略)